

## 常勤役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 社団法人日本フィットネス協会（以下「協会」という。）の常勤役員に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当支給)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

2 退職金手当は、法令に基づいて控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

### (退職金の支給制限)

第3条 常勤役員が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 一 勤続1年未満で退職した場合。
- 二 懲戒解雇又は禁固以上の刑に処せられたことにより解雇されたもの。

### (退職金の額)

第4条 退職金の額は、常勤役員が退職し又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間1年につき100分の150を乗じて得た額とする。

2 勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数について月割をもって計算する。

### (起訴中に退職した場合の退職金の取扱い)

第5条 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金を支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、第4条の規定により計算して得た額を退職金として支給する。

### (退職金の支給期間)

第6条 退職金は、法令により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

### (弔慰金の支給)

第7条 常勤役員が在職中に死亡した場合においては、退職手当のほかに常勤役員が死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金として遺族に支給する。

(遺族の範囲及びその順位)

第8条 第2条第1項及び前条に規定する遺族の範囲及び支給順位は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていたもの。
- 三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前2号に該当しない者。

2 前項に掲げるものが退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第二号又は第三号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、その他の親族については、常勤役員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第9条 第2条第1項及び第7条に規定する遺族が退職手当等の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第10条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

1. この規程は、昭和62年9月1日から適用する。
1. この規程は、平成19年9月12日一部改正（名称変更）により適用する。